

大口町長交際費の支出基準及び公表に関する規程

平成21年12月18日

訓令第54号

(目的)

第1条 この訓令は、町長が町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支出)

第2条 交際費の支出は、町政の円滑な運営に資するため要する経費とし、社会通念上、妥当な範囲内で必要最小限度とする。

(支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 町政について顕著な功績があった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める者

(支出内容)

第4条 交際費は、前条に掲げる者との交際において、次の各号に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 会費 会費を必要とする会議又は会合、研修会等への参加にかかる経費
- (2) 弔慰 町政関係者及びその親族に対する香典、生花等にかかる経費
- (3) 慶祝、記念品 慶事又は祝賀会及び各種大会等催事及び町民にとって名誉となる行為又は功績の表彰時の記念品や祝儀にかかる経費
- (4) 見舞い 病気、災害、事故等に対する見舞いにかかる経費
- (5) 激励 町の公益性を高めるものを激励するための経費
- (6) 渉外 町政運営上、外部機関との交際、意見交換、視察研修等に必要経費
- (7) その他 その他町政運営上必要と認められる経費

(支出基準額)

第5条 前条に掲げる支出区分に対する支出基準額は、別表第1によるものとする。

(公表する内容)

第6条 公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先、内容等
- (4) 支出金額

2 前項第3号については、大口町情報公開条例(平成11年大口町条例第28号)第7条各号の規定に該当するとき又は相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められるときは公表しないことができる。

(公表の時期及び方法)

第7条 交際費の公表は、当該月の支出分を翌月中に町のホームページに掲載するとともに、総務部秘書広報室において閲覧により行うものとする。

(その他必要事項)

第8条 この訓令に定めるもののほか、交際費の支出基準及び公表に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第13号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。